

財産・債務

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局：副首都推進局

【本資料の前提】

- ・ 第8回協議会の結果を踏まえた事務分担案や本資料でお示しする承継の考え方(案)に基づき、副首都推進局で、大阪市の財産・債務について承継先(特別区又は大阪府)の整理を行ったもの。
- ・ 本資料により、特別区設置に伴う財産の処分について、協議いただきたいと考えている。
- ・ 今後、庁内関係所属の確認や本協議会での協議を得て、財産・債務の承継先や各種数値などを確定し、特別区設置に伴う財産の処分について、取りまとめていく。

【目次】

《対象となる財産・債務》

1 財産・債務の現状	2
------------	---

《承継の考え方》

2 財産・債務の承継の全体概要	6
-----------------	---

3 地方債の承継	9
----------	---

4 偶発債務（損失補償）について	11
------------------	----

《財産・債務の承継案》

5 特別区及び大阪府への承継の姿	12
------------------	----

(参考) 承継の考え方〔補足〕・主な承継内容	25
------------------------	----

この資料における用語について

「政令等会計」	特定の収入(保険料など)によって、まかなわれている事業について、一般会計と区別して経理する会計。公債費会計は政令等会計に含める
「準公営企業」 「公営企業」	水道事業など、民間企業のようにサービスを受ける方の料金を基本に運営している企業 ・準公営企業・・・地方公営企業法の規定(財務規定等、組織、身分取扱い)のうち財務規定等が適用される ・公営企業・・・地方公営企業法の規定の全部が適用される

「行政財産」	公有財産のうち、公用・公共用に供すると決定された財産 「行政的目的のある普通財産」「無体財産権」のほか、公有財産以外の財産のうち「物品」を含めることとする
「普通財産等」	「普通財産」と「公有財産以外の財産」を合わせて「普通財産等」とする(行政財産に含めたものを除く)

1 財産・債務の現状

(1) 大阪市の財産・債務の現状

- ◆ 大阪市の保有する財産は、全会計で約14兆7,405億円
- ◆ 大阪市の地方債は、全会計で約2兆7,569億円、債務負担行為としては、全会計で約1兆5,410億円

■ 大阪市各会計の財産・債務の状況

会計区分		財産	債務	
			地方債	債務負担行為
一般会計		12兆 267億円	1兆9,978億円	6,612億円
政令等会計 (8会計)	食肉市場事業、駐車場事業、母子父子寡婦福祉貸付資金、国民健康保険事業、心身障害者扶養共済事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、公債費	5,983億円	227億円	87億円
小 計		12兆6,250億円	2兆 205億円	6,699億円
準公営企業 (3会計)	中央卸売市場事業、港営事業、下水道事業	1兆6,104億円	6,474億円	7,389億円
公営企業 (2会計)	水道事業、工業用水道事業	5,051億円	890億円	1,322億円
全会計 合計		14兆7,405億円	2兆7,569億円	1兆5,410億円

副首都機能の整備と住民サービスの提供が適切に実施できるよう、事務分担案や特別区と大阪府が担う役割を踏まえ、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定することが必要

1 財産・債務の現状

(2) 一般会計・政令等会計の財産(土地・建物・工作物)

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
土地	4,363件 5,253ha	6兆9,345億円	道路、公園、霊園、地域集会所敷地 など (うち普通財産) 事業廃止又は利用計画のない土地、 小学校跡地、市営住宅跡地など	4件 15ha	333億円	食肉市場事業会計 (土地) 10ha 113億円 (建物) 3ha 34億円 (工作物) 36件 4億円
建物	2,542件 1,287ha	1兆4,050億円	学校、保健所、市営住宅、市本庁舎、区役所、消防署、ごみ焼却工場など (うち普通財産) 事業廃止又は利用計画のない建物、保育所跡、庁舎跡など	24件 18ha	138億円	駐車場事業会計 (土地) 5ha 209億円 (建物) 15ha 101億円 (工作物) 6件 13億円
工作物	189,799件	2兆1,010億円	道路舗装、橋りょう、門、塀、表示板など (うち普通財産) 事業廃止又は利用計画のない土地、建物の従属物など	42件	18億円	国民健康保険事業会計 (土地) 0.1ha 10億円 (建物) 0.1ha 2億円 (工作物) —
小 計		10兆4,405億円			488億円	

1 財産・債務の現状

(2) 一般会計・政令等会計の財産（物品、動産、物権、無体財産権、株式、出資による権利、債権、基金・現金）

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
物品	6,539件	510億円	美術品、消防関係の物品 など	34件	0.7億円	
動産	51件	－	船舶、浮桟橋、消防用ヘリ など	－	－	
物権	27,370㎡	－	地上権	－	－	
無体財産権	13件	－	市業務に関連して取得した著作権及び商標権	－	－	
株式	29社	7,253億円	関西電力(株)株式、関西国際空港土地保有(株)株式、大阪港埠頭(株)株式、 大阪市高速電気軌道(株)株式 など	－	－	
出資による権利	59件	2,945億円	(独法)日本高速道路保有・債務返済機構出資金、公立大学法人大阪出資、(公財)大阪府暴力追放推進センター出損金 など	－	－	
債権	45件	1,350億円	関西国際空港土地保有(株)貸付金、大阪外環状線鉄道(株)貸付金、アジア太平洋トレードセンター(株)貸付金 など	5件	19億円	母子父子寡婦福祉貸付金 など
基金・現金	36件	3,804億円	大阪市財政調整基金、大阪市教育振興基金、不動産運用基金 など	5件	5,475億円	公債償還基金 など
合計	－	12兆 267億円		－	5,983億円	

※ 端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある(次ページ以降も同じ)

(参考) 財産・債務の基礎数値

財産

一般会計・政令等会計

土地・建物・工作物	大阪市公有財産台帳データ(R7.3.31時点)
物品	大阪市財務会計システム物品管理データ(R7.3.31時点) (注) 取得価格100万円以上のものを抽出
動産	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース (件数)
物権	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース (平方メートル)
無体財産権	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース (件数)
株式・出資による権利	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース
債権	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース
基金・現金	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース (基金のみ)

準公営・公営企業会計

・・・R6年度各会計決算ベース

債務

債務負担行為	R8年度各会計当初予算ベース(予算書に記載するR8年度以降支出予定額) ※支出予定額として具体的な金額の記載がないものは、合計金額に含めていない
地方債	R6年度各会計決算ベース

2 財産・債務の承継の全体概要

(1) 基本的な考え方

副首都機能の整備と住民サービスの提供が適切に実施できるよう、事務分担案や特別区と大阪府が担う役割を踏まえ、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定することが必要

◇ 一般会計及び政令等会計の財産・債務を対象に、承継先を整理

【一般会計・政令等会計の財産・債務の承継について】

- 財産については、事務分担案や財産の性格を踏まえながら、承継ルールを設定
- 債務負担行為については、債務の性格別に承継ルールを設定
- 地方債については、債権者保護の必要性等を踏まえながら、承継ルールを設定

財産

- ・行政財産については、事務分担案に基づき、財産の所在特別区又は大阪府へ承継
- ・普通財産等については、特別区に承継することを基本とし、大阪府には、事務分担案や債務承継など大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定
- ・大阪府へ承継される財産の事業終了後の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、個々の財産の状況を踏まえ、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議の上、決定

債務負担行為

- ・確定債務は、事務分担案に基づき、事務を所管する特別区又は大阪府へ承継
- ・偶発債務は、債務の内容や事務分担案等により、承継方法を検討

地方債

- ・債権者保護の観点から、大阪府に一元化して承継

◇ 大阪市全会計のうち、準公営企業及び公営企業会計に係る承継については、事務分担案に基づき、各企業会計ごとの全ての財産・債務は大阪府に承継

2 財産・債務の承継の全体概要

行政財産

区分	会計	財産区分	承継ルール	
			特別区・大阪府	各特別区
財産	一般会計 政令等 会計	土地・建物・工作物	事務分担案に基づいて、特別区又は大阪府に承継 【特別区・大阪府双方に利用される施設は協議・調整のうえ共同利用】	財産の所在特別区 【市域外にある行政財産は近隣特別区に承継】 【受益、利用範囲が複数の特別区に広がるものや、市内に一ヶ所しかない施設で、共同利用が必要な場合は、関係特別区間で協議・調整】
		動産(船舶、浮標、浮さん橋、航空機)		
		物権(地上権)		財産に関連する特別区
		無体財産権(著作権、商標権)		
		物品(「行政財産」に分類)		財産の所在特別区

普通財産等

区分	会計	財産区分	承継ルール	
			特別区・大阪府	各特別区
財産	一般会計 政令等 会計	土地・建物・工作物	特別区に承継することを基本 大阪府には、事務分担案や債務承継など大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定	財産の所在特別区(処分検討地を含む) 【市域外にある普通財産は近隣特別区に承継】
		株式及び出資による権利		特別区数による均等割
		債権		特別区数による等分のほか、個人向け貸付金は区内の債務者数や債務額で分割するなど貸付金の内容に応じて承継
		基金・現金		各特別区人口按分や基金・現金の性質に応じて承継

2 財産・債務の承継の全体概要

債務

区分	会計	項目		承継ルール	
				特別区・大阪府	各特別区
債務	一般会計 政令等 会計	債務負担行為	確定債務	事務分担案に基づいて、特別区又は大阪府に承継	事務(契約等)に応じて関係特別区に承継
			偶発債務	大阪府に承継を基本 事務分担案に密接不可分なものは特別区	債務の内容に応じて関係特別区に承継
		地方債		大阪府に承継し償還、母子父子寡婦福祉資金貸付金のみ特別区に承継 (償還財源は、事務分担案に基づいて、財政調整財源等により特別区又は大阪府で負担)	特別区内の母子父子寡婦福祉資金貸付金の残高に応じて承継 (母子父子寡婦福祉資金貸付金以外の各特別区の大阪府への償還財源の負担は、人口按分等)

準公営・公営企業

区分	会計	項目	承継ルール	
			特別区・大阪府	各特別区
財産・債務	準公営・公営企業 会計	財産・債務 全て	事務分担案に基づいて、大阪府に承継	なし

3 地方債の承継

(1) 承継ルールの考え方

- ◆ 事務分担案のもとで、各特別区及び大阪府が新規に発行する地方債は、それぞれの判断と責任で発行、管理
- ◆ 一方で、発行済みの大阪市債については、債権者保護の観点から、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする(ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還)

○ 市場秩序維持の観点から分割できない

⇒ 市場公募債など既に金融市場で取引されている大阪市債を回収し、「特別区債」に分割(名義変更)することは、事実上不可能。
また、債権者保護を優先し、市場の秩序維持を図る観点からも、大阪市債は一元的に大阪府に承継し、償還することが適当。

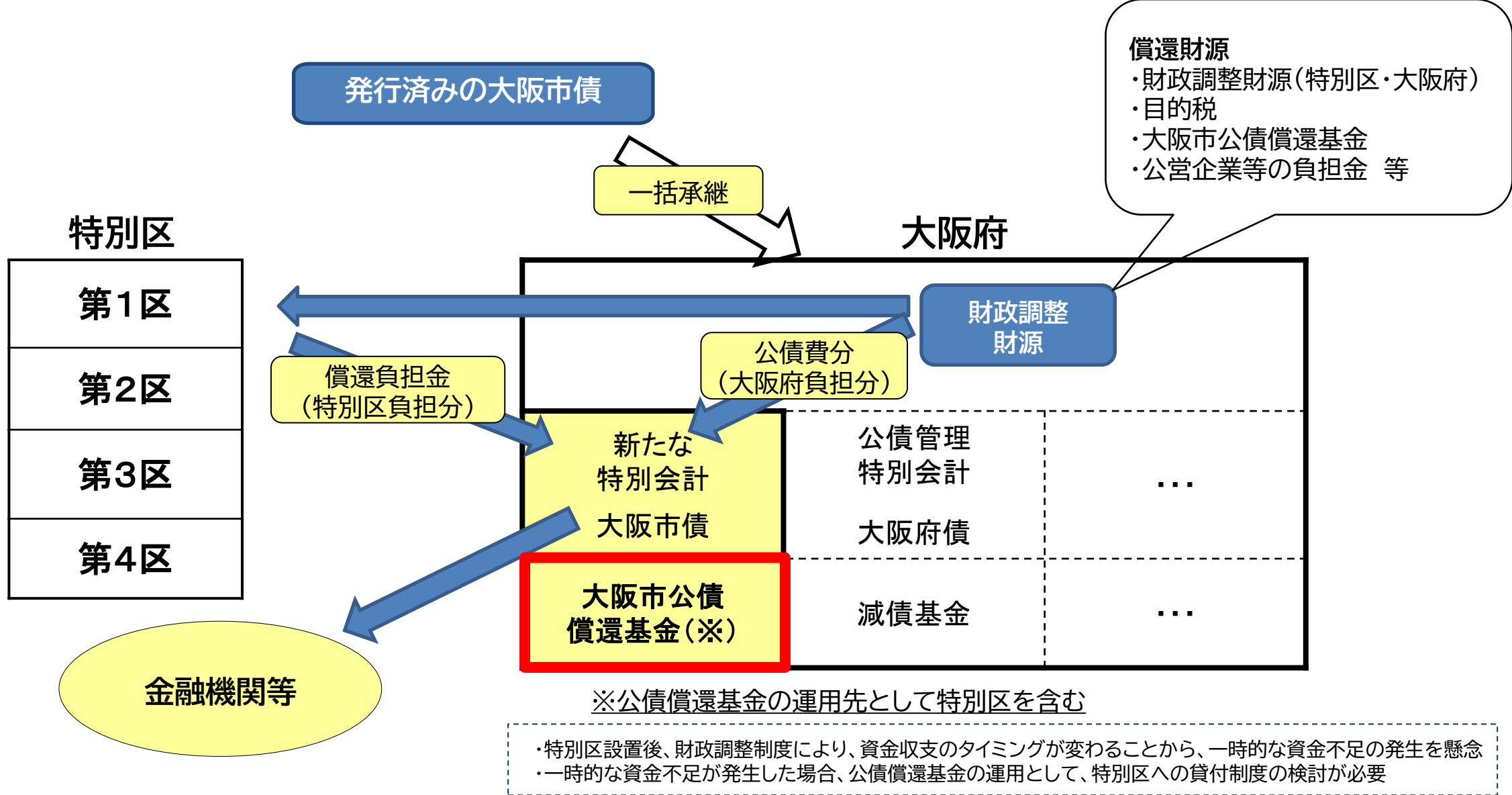
○ 財産形成につながらない地方債の取扱い

⇒ 地方債は、本来、建設事業など財産形成につながる事業の財源として発行されるが、財産形成につながらない大阪市債も発行されており、これらの各特別区ごとの債務残高を確定させることができないため、一元的に承継し、償還することが必要
(例:地方交付税の代替として発行される臨時財政対策債、減収補てん債、減税補てん債等の赤字債)

- ◆ 大阪市債の承継に併せて、大阪市の「公債償還基金」(基金)と「共同発行市場公募債の連帯債務」(債務負担行為)も大阪府へ承継
- ◆ 償還費用は特別区と大阪府の事務分担案に応じた割合で負担し、財源は財政調整財源等で確保
- ◆ 大阪府では、承継する大阪市債に関する公債管理を独立・明確化するため特別会計を新設

3 地方債の承継

(2) 大阪府に承継される地方債の償還についてのイメージ図



4 偶発債務（損失補償）について

（１）承継ルールのか考え方（偶発債務の取扱い）

- ◆ 損失補償は、外郭団体等が金融機関から資金を調達できるようにするために、大阪市が行ってきたもの
- ◆ 金融機関は、損失補償での与信により、融資を実行・継続してきたもの
- ◆ 融資の枠組みを維持するには、同等の与信能力のある者に承継する必要があるため、事務分担案に対応して承継すべきものを除き、大阪府に一元化して承継することを基本とする

（２）偶発債務に対する引当財源等について（考え方）

- ◆ 偶発債務については、一時期に多大な財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与える可能性があり、対応する財源をあらかじめ引き当てておくことが必要
 - 偶発債務の引当財源として、大阪市財政調整基金のうち、損失補償の債務相当額を大阪府に承継
 - 大阪府に承継する大阪市財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分
 - 引当財源が不足する場合の財源捻出や特別区の負担方法などについては、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議
 - 偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議の上、決定
 - 外郭団体に対する大阪市貸付金についても、大阪府に承継。発生する元利償還金は、将来リスクへの引き当てとして基金に積み立て

（３）偶発債務（損失補償）の状況と承継先

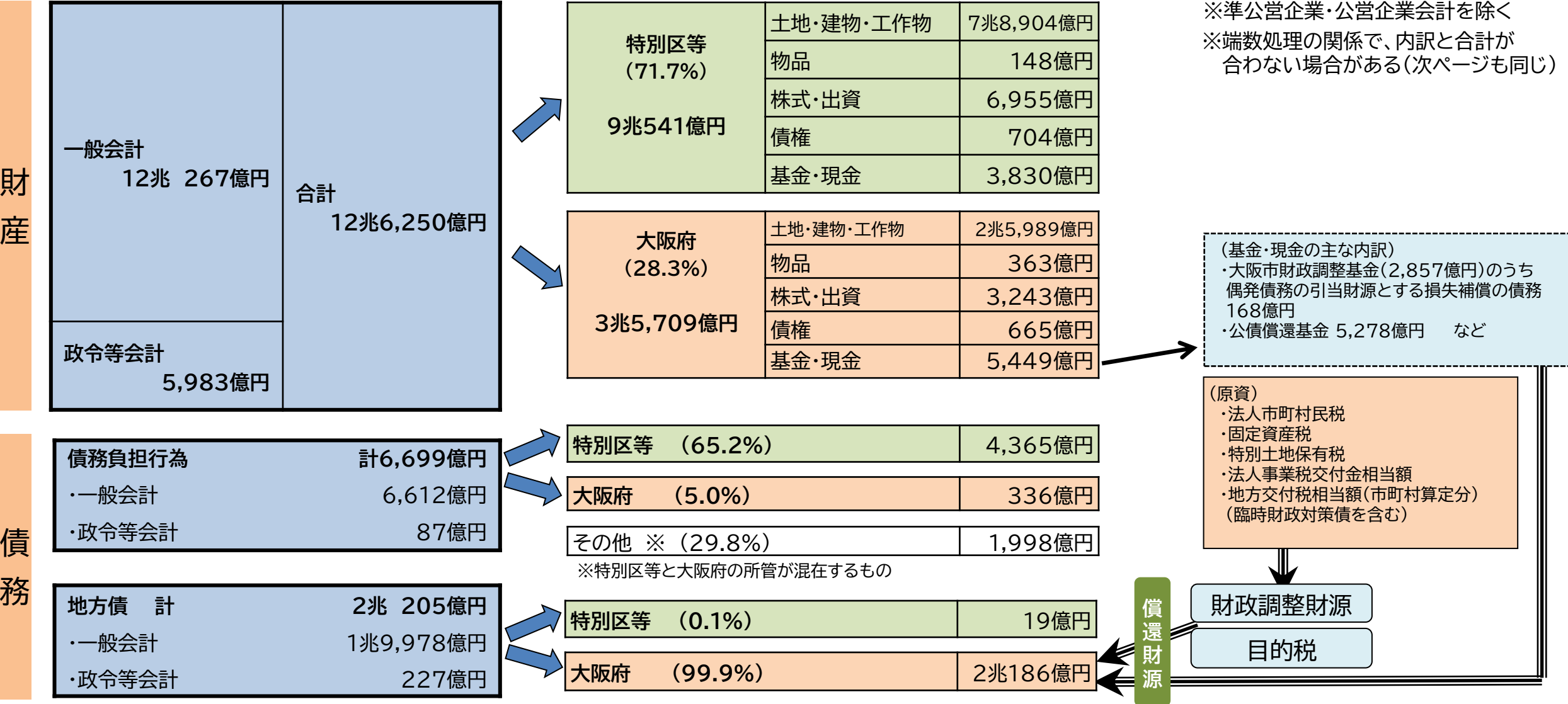
【R8年4月現在】(単位:億円)

項目	損失補償の対象債務残高	承継先
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償(MDC(湊町開発センター)関係)	20	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償(ATC(アジア太平洋トレードセンター)関係)	103	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償(クリスタ長堀関係)	45	大阪府
都市再開発融資に伴う損失補償（注）	7	特別区

(注)「都市再開発融資」は、事業者が市街地再開発事業によって建設した建物の一部を購入する資金を大阪市と各金融機関が協調して融資する制度。この融資事業の事務分担案は「特別区」であり、損失補償も融資事業と一体不可分なものであることから、「特別区」に承継

5 特別区及び大阪府への承継の姿

(1) 財産・債務の承継の姿（全体イメージ）



5 特別区及び大阪府への承継の姿

(2) 財産・債務の承継（一般会計・政令等会計の状況）

(財産)		特別区	大阪府	備考
不動産	行政財産	7兆5,564億円	2兆5,989億円	行政財産では、消防、港湾等関係のほか、国際見本市会場(インテックス大阪)などの産業拠点を大阪府に承継。 普通財産は特別区に承継
	普通財産等	3,340億円	—	
物品		148億円	363億円	大阪府に承継する割合が高いが、その大半は消防関係の物品
株式		6,878億円	375億円	大阪府の事務分担案と密接不可分な大阪港埠頭(株)株式、偶発債務関係などについては大阪府に承継
出資による権利		77億円	2,868億円	大阪府の事務分担案と密接不可分な公立大学法人大阪出資などについては大阪府に承継
債権		704億円	665億円	大阪府の事務分担案と密接不可分な公立大学法人大阪貸付金、アジア太平洋トレードセンター貸付金関係などについては大阪府に承継
基金・現金		3,830億円	5,449億円	損失補償の債務への引当てとして、財政調整基金2,857億円のうち168億円を大阪府に承継。ただし、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分。偶発債務終了時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議 公債償還基金〔公債費会計所管〕は、大阪市債の償還財源として、大阪府に承継
合計		9兆 541億円	3兆5,709億円	

(債務)		特別区	大阪府	備考
債務負担行為		4,365億円	336億円	契約等による確定債務は、事務分担案に基づき承継。偶発債務は、事務分担案に対応して承継すべきものを除き、大阪府に承継
	うち偶発債務	7億円	※(168億円)	
地方債		19億円	2兆 186億円	地方債を大阪府へ一元的に承継(母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還)。償還財源は財政調整財源等で負担

※偶発債務のうち、特定調停に伴う資金借入金に係る損失補償(MDC(湊町開発センター)、ATC(アジア太平洋トレードセンター)、クリスタ長堀)については、今後の支出予定額が「特定調停による所要額」となっているので、数字に含まれていない

13

5 特別区及び大阪府への承継の姿

(3) 財産・債務の承継の姿（特別区別イメージ①）

特別区別の内訳は、次のとおり

一般会計・政令等会計ベース
人口はR7年国勢調査による

特別区別

	第1区	第2区	第3区	第4区	大阪府
(1)行政財産 (人口1人当たり(万円))	11,417 (216.4)	22,514 (315.3)	21,748 (318.1)	20,033 (226.9)	26,352 (30.1)
(2)普通財産等 (人口1人当たり(万円))	715 (13.6)	660 (9.2)	1,001 (14.6)	964 (10.9)	0 0.0
(3)株式・出資による権利 (人口1人当たり(万円))	1,739 (33.0)	1,739 (24.4)	1,739 (25.4)	1,739 (19.7)	3,243 (3.7)
(4)債権 (人口1人当たり(万円))	176 (3.3)	175 (2.5)	175 (2.6)	177 (2.0)	665 (0.8)
(5)基金・現金 (人口1人当たり(万円))	719 (13.6)	974 (13.6)	933 (13.6)	1,204 (13.6)	5,449 (6.2)
財産合計 (人口1人当たり(万円))	14,766 (279.8)	26,063 (365.0)	25,597 (374.4)	24,118 (273.1)	35,710 (40.7)

人口1人当たりの金額で見ると

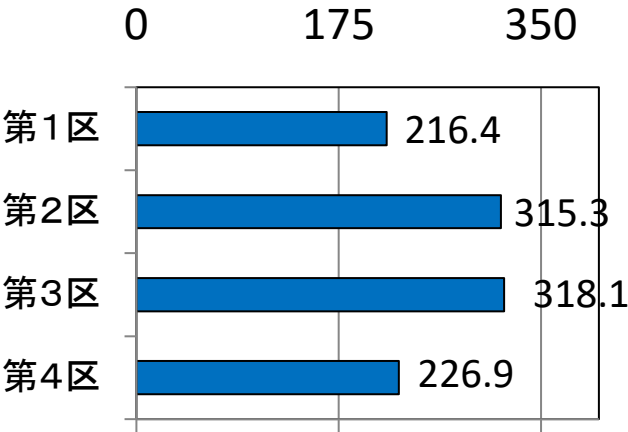
端数処理の関係で、内訳と合計が
合わない場合がある(次ページ以
降も同じ)

5 特別区及び大阪府への承継の姿

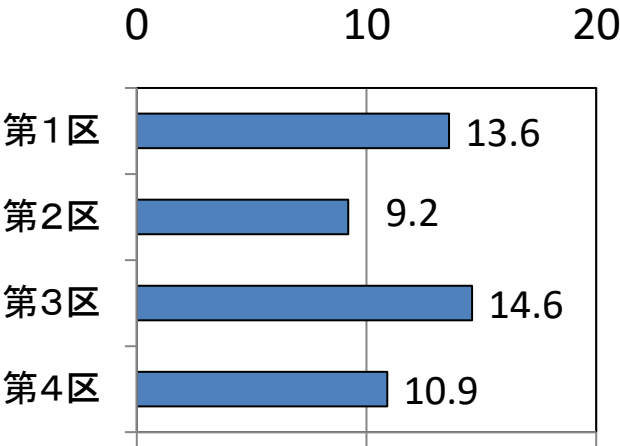
(3) 財産・債務の承継の姿（特別区別イメージ②）

人口1人当たり財産（万円）

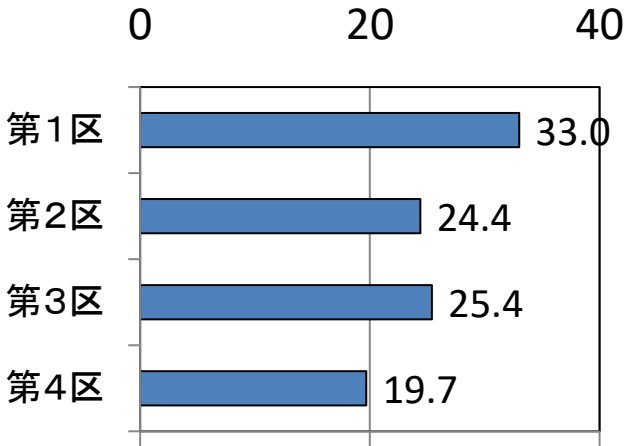
行政財産



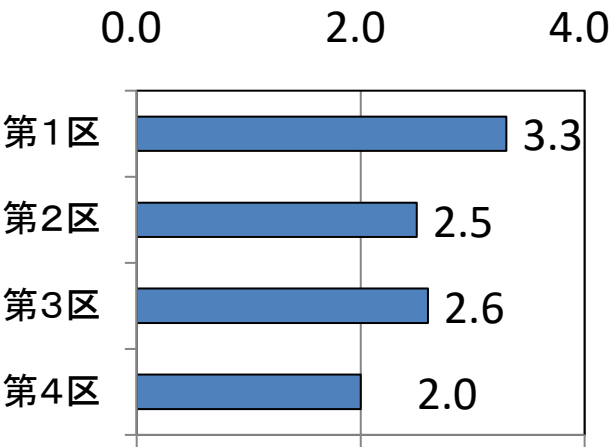
普通財産等



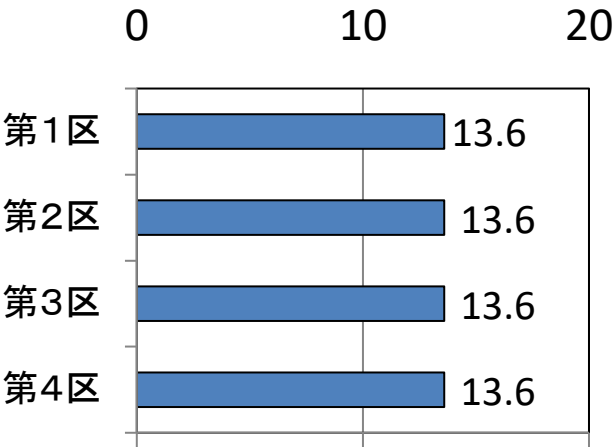
株式・出資



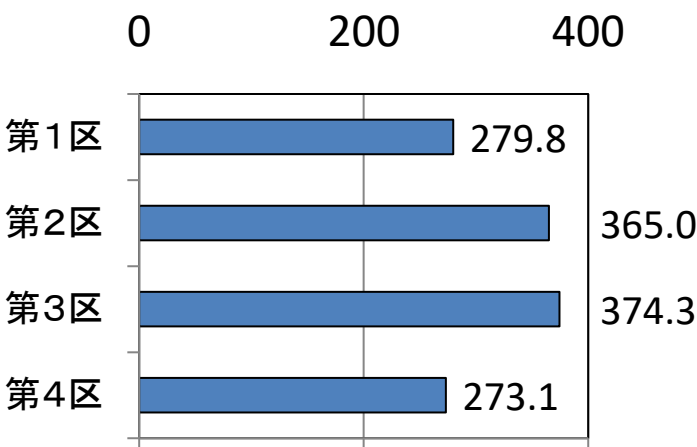
債権



基金・現金



財産合計



5 特別区及び大阪府への承継の姿

(4) 特別区別の試算

財産

① 全体像

(億円)								
	総額	特別区					大阪府	その他
		第1区	第2区	第3区	第4区	小計		
一般会計	120,267	14,712	25,997	25,543	24,064	90,313	29,954	—
	100.0%	12.2%	21.6%	21.2%	20.0%	75.1%	24.9%	
政令等会計	5,983	54	66	54	54	227	5,756	—
	100.0%	0.9%	1.1%	0.9%	0.9%	3.8%	96.2%	
計	126,250	14,766	26,063	25,597	24,118	90,540	35,710	
	100.0%	11.7%	20.6%	20.3%	19.1%	71.7%	28.3%	

(参考)

準公営企業会計		16,104	—	—	—	—	—	16,104	—
	中央卸売市場	734	—	—	—	—	—	734	—
	港湾	3,459	—	—	—	—	—	3,459	—
	下水道	11,911	—	—	—	—	—	11,911	—
公営企業会計		5,051	—	—	—	—	—	5,051	—
	水道	4,851	—	—	—	—	—	4,851	—
	工業用水道	199	—	—	—	—	—	199	—
全会計合計		147,405	14,766	26,063	25,597	24,118	90,540	56,865	
		100.0%	10.0%	17.7%	17.4%	16.4%	61.4%	38.6%	

5 特別区及び大阪府への承継の姿

(4) 特別区別の試算

② 財産の承継内訳

(億円)

	総額	特別区					大阪府	その他
		第1区	第2区	第3区	第4区	小計		
行政財産	101,553	11,380	22,477	21,711	19,996	75,564	25,989	—
(不動産)	100%	11.2%	22.1%	21.4%	19.7%	74.4%	25.6%	—
うち土地 (件数)	3,892件	756件	751件	974件	1,071件	3,552件	340件	—
	100.0%	19.4%	19.3%	25.0%	27.5%	91.3%	8.7%	—
(面積)	5,107ha	827ha	747ha	1,172ha	1,011ha	3,757ha	1,350ha	—
	100.0%	16.2%	14.6%	22.9%	19.8%	73.6%	26.4%	—
うち建物 (件数)	2,380件	465件	477件	598件	608件	2,148件	232件	—
	100.0%	19.5%	20.0%	25.1%	25.5%	90.3%	9.7%	—
(面積)	1,259ha	247ha	245ha	284ha	393ha	1,169ha	90ha	—
	100.0%	19.6%	19.5%	22.6%	31.2%	92.9%	7.1%	—
うち工作物 (件数)	189,330件	25,411件	30,465件	32,052件	38,769件	126,697件	62,633件	—
	100.0%	13.4%	16.1%	16.9%	20.5%	66.9%	33.1%	—
大阪城天守閣	132	0	0	0	0	0	132	—
大規模集客施設	638	0	0	0	0	0	638	—
道路	28,600	2,664	7,216	7,252	3,303	20,435	8,165	
公園	15,549	983	3,288	3,763	1,791	9,825	5,724	
大阪公立大学	47	0	0	0	0	0	47	—
消防	703	0	0	0	0	0	703	—
港湾施設	5,920	0	0	0	0	0	5,920	—
その他	49,964	7,733	11,973	10,696	14,902	45,304	4,660	—

5 特別区及び大阪府への承継の姿

② 財産の承継内訳（続き）

（億円）

	総額	特別区					大阪府	その他
		第1区	第2区	第3区	第4区	小計		
普通財産等	3,340	715	660	1,001	964	3,340	0	—
（不動産）	100.0%	21.4%	19.8%	30.0%	28.9%	100.0%	0.0%	—
うち土地（件数）	475件	83件	98件	182件	112件	475件	0件	—
	100.00%	17.5%	20.6%	38.3%	23.6%	100.0%	0.0%	—
（面積）	160ha	29ha	66ha	42ha	23ha	160ha	0ha	—
	100.0%	18.1%	41.3%	26.3%	14.4%	100.0%	0.0%	—
うち建物（件数）	186件	48件	43件	49件	46件	186件	0件	—
	100.0%	25.8%	23.1%	26.3%	24.7%	100.0%	0.0%	—
（面積）	46ha	7ha	5ha	13ha	21ha	46ha	0ha	—
	100.0%	15.2%	10.9%	28.3%	45.7%	100.0%	0.0%	—
うち工作物（件数）	511件	82件	185件	191件	53件	511件	0件	—
	100.0%	16.0%	36.2%	37.4%	10.4%	100.0%	0.0%	—
物品	511	37	37	37	37	148	363	—
	100.0%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	29.0%	71.0%	—
（件数）※1	6,573件	905件	905件	905件	905件	3620件	2953件	—
	100.0%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	55.1%	44.9%	—
大阪城天守閣	16	0	0	0	0	0	16	—
消防	291	0	0	0	0	0	291	—
その他	204	37	37	37	37	148	56	—
動産	51件	23件				23件	28件	—
物権	27,370㎡	0	0	79㎡	0	79㎡	27,291㎡	—
無体財産権	13件	3件	3件	3件	1件	10件	3件	—

5 特別区及び大阪府への承継の姿

② 財産の承継内訳（続き）

(億円)								
	総額	特別区					大阪府	その他
		第1区	第2区	第3区	第4区	小計		
株式	7,253	1,720	1,720	1,720	1,720	6,878	375	—
	100.0%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	94.8%	5.2%	—
(件数) ※1	29件	4.8件	4.8件	4.8件	4.8件	19件	10件	—
	100.0%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	65.5%	34.5%	—
港湾関係	311	0	0	0	0	0	311	—
高速道路関係	30	0	0	0	0	0	30	—
ATC関係	34	0	0	0	0	0	34	—
その他	6,878	1,720	1,720	1,720	1,720	6,878	0.2	—
出資による権利	2,945	19	19	19	19	77	2,868	—
	100.0%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	2.6%	97.4%	—
(件数) ※1	58件	12.3件	12.3件	12.3件	12.3件	49件	9件	—
	100.0%	21.2%	21.2%	21.2%	21.2%	84.8%	15.2%	—
大阪公立大学	1,091	0	0	0	0	0	1,091	—
産技研・医療系機関等	133	0	0	0	0	0	133	—
高速道路関係	1,315	0	0	0	0	0	1,315	—
博物館	325	0	0	0	0	0	325	—
その他	80	19	19	19	19	76	4	—

5 特別区及び大阪府への承継の姿

② 財産の承継内訳（続き）

(億円)								
	総額	特別区					大阪府	その他
		第1区	第2区	第3区	第4区	小計		
債権	1,369	176	175	175	177	704	665	—
	100%	13%	13%	13%	13%	51%	49%	—
(件数) ※1	50件	8.5件	9.5件	11.5件	13.5件	43件	7件	—
	100%	17%	19%	23%	27%	86%	14%	—
大阪公立大学	51	0	0	0	0	0	51	—
港湾関係	162	0	0	0	0	0	162	—
A T C 等関係	270	0	0	0	0	0	270	—
その他	886	176	175	175	177	704	182	—
現金・基金	9,279	719	974	933	1,204	3,830	5,449	—
	100%	8%	10%	10%	13%	41%	59%	—
(件数) ※1	44件	10件	11件	11件	11件	42件	2件	—
	100%	22%	24%	24%	24%	95%	5%	—
大阪港振興基金 (港湾寄附金分)	3	0	0	0	0	0	3	—
財政調整基金	2,858	505	684	655	846	2,690	168	—
公債費償還基金	5,278	0	0	0	0	0	5,278	—
その他	1,140	214	290	278	358	1,140	0	—

※1 「物品」、「株式」、「出資による権利」、「債権」、「基金」の件数のうち、1つの財産を複数の承継先に分配しているものについては、
小数点以下第1位まで表示

5 特別区及び大阪府への承継の姿

(4) 特別区別の試算 ③ 債務の承継内訳

債務

債務負担行為

(億円)

	総額	特別区					大阪府	その他
		第1区	第2区	第3区	第4区	小計		
一般会計	6,612	4,358					256	1,998
政令等会計	87	7					80	—

※ 債務負担行為については、現時点では、どの特別区の事業であるか特定できないため一括して記載

(参考)

準公営企業会計	7,389	—	—	—	—	—	7,389	—
公営企業会計	1,322	—	—	—	—	—	1,322	—
全会計合計	15,410	4,365					9,047	1,998

地方債

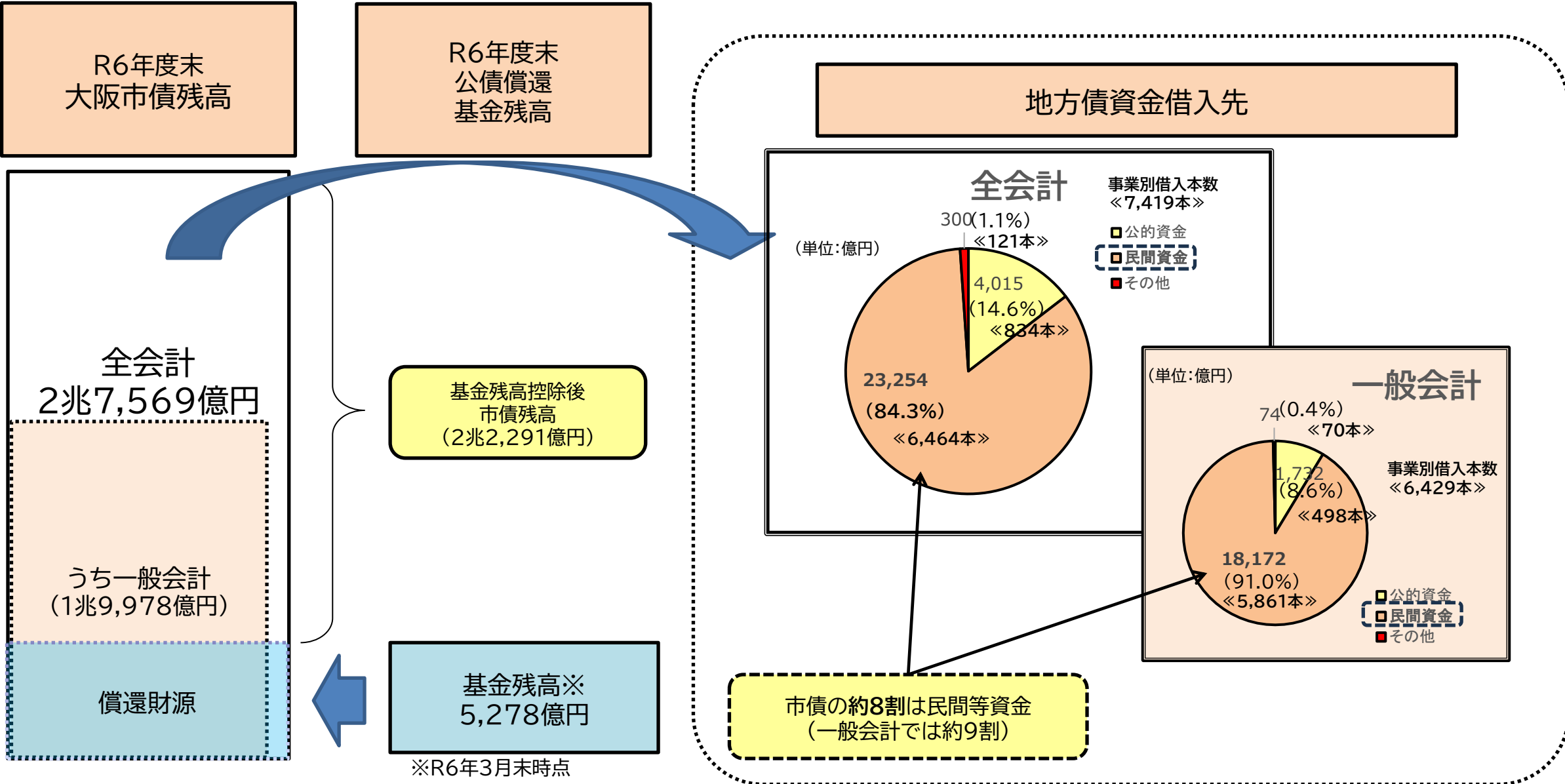
	総額	特別区					大阪府	その他
		第1区	第2区	第3区	第4区	小計		
一般会計	19,978	—	—	—	—	—	19,978	—
政令等会計	227	19					208	—

(参考)

準公営企業会計	6,474	—	—	—	—	—	6,474	—
中央卸売市場	451	—	—	—	—	—	451	—
港営	1,634	—	—	—	—	—	1,634	—
下水道	4,389	—	—	—	—	—	4,389	—
公営企業会計分	890	—	—	—	—	—	890	—
全会計合計	27,569	19					27,550	—

5 特別区及び大阪府への承継の姿

(参考①) 大阪市債の現状～金融市場の秩序維持の必要性～



5 特別区及び大阪府への承継の姿

(参考②) 大阪市債の現状～会計・借入先別地方債残高～

大阪市 借入先別地方債残高

(単位：億円)

会計別		令和6年度 未残高	公的資金					民間等資金			その他				備考欄
				財政融資資 金	地方公共団体 金融機構借入 金	簡易生命保 険資産借入 金	郵便貯金資 産借入金		市場公募債	銀行等引受 債		共済組合等	国庫借入金	府借入金	
一般会計		19,978	1,732	1,011	646	74	0	18,172	12,292	5,880	74	8	67	0	
特別会計		7,591	2,283	1,121	906	256	0	5,083	4,387	696	225	206	19	0	
政 令 等	食肉市場事業会計	206	62	0	62	0	0	144	121	23	0	0	0	0	
	駐車場事業会計	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉貸付資金会計	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0	国庫：母子父子寡婦 福祉貸付資金
準 公 営 企 業	中央卸売市場事業会計	451	77	29	48	0	0	374	338	37	0	0	0	0	
	港営事業会計	1,634	12	11	1	0	0	1,417	1,217	200	205	205	0	0	
	下水道事業会計	4,389	1,641	787	598	256	0	2,748	2,312	436	1	1	0	0	
公 営 企 業	水道事業会計	889	491	293	198	0	0	397	397	0	1	1	0	0	
	工業用水道事業会計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		27,569	4,015	2,132	1,553	330	0	23,254	16,678	6,576	300	214	85	0	

※ R6年度決算ベース
※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

(参考資料)

(参考) 承継の考え方 [補足] ・ 主な承継内容

(1) 行政財産の承継

- ◆ 副首都機能の整備や住民サービスの提供などの行政目的の達成のため、直接の物的手段として使用されるもの
- ◆ 普通財産のうち、福祉施設、子育て施設など行政目的をもって貸付け、住民サービスに供している財産
- ◆ 著作権・商標権の無体財産権は、特定の事務の目的を達成するために得たもの など

(承継ルールの考え方)

- ◆ 副首都・大阪の行政目的達成に向け、新たな広域自治体(大阪府)と特別区の、事務分担案に基づいて、各所在特別区又は大阪府に承継
- ◆ 無体財産権は、関連する事務と密接不可分であるため、事務分担案に基づいて、財産に係る特別区又は大阪府に承継

財産 区分	特別区	大阪府
	承継する財産	承継する財産
不動産 (土地・建物・工作物)	区役所、学校等 市営住宅、公園、スポーツセンター 斎場、霊園 など	大阪府の事務分担案と密接不可分な財産(消防、港湾) 大規模な公園(大阪城公園、長居公園、緑地公園ほか) 集客施設(ATC、インテックス大阪)、府道 こども本の森中之島、デザイン教育研究所 中央卸売市場南港市場、大阪鶴見花き地方卸売市場
動産(船舶、浮標、 浮さん橋、航空機)	渡船・河川事業にかかる浮棧橋、船舶	港湾・消防事業にかかる浮棧橋、浮標、船舶、消防艇、消防用ヘリ
物権 (地上権)	市民等利用施設にかかる地上権	港湾・海岸事業にかかる地上権
無体財産権	区役所マスコットキャラクターにかかる商標権 など	大阪府市エネルギー戦略の提言にかかる著作権 とんぼりリバーウォークにかかる商標権
物品	不動産の特別区に承継する財産にかかる備品、事務機器、車両 など	美術品 消防、港湾、市場事業にかかる備品、事務機器、車両 など

(2) 普通財産等の承継

◆ 普通財産等は、行政目的達成に直接使用される要素は薄く、主に経済的価値の発揮に着目

(承継ルール of 考え方)

- ◆ 特別区の設置に当たり、特別区に承継することを基本とする
- ◆ 例外として、大阪府に承継するものは、事務分担案に基づくものや債務承継に伴うものなど、大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定

【土地・建物・工作物・株式・出資】

財産区分	特別区		大阪府	
	考え方	承継する財産	考え方	承継する財産
不動産 (土地・建物・ 工作物)	・所在特別区 ・地域の実情に合った活用方法等を住民自らが身近なところで決定できるようにするため	区役所、学校等跡地 市民交流センター跡地 市営住宅跡地 など		—
株式	・特別区数による均等割 ・株式の活用、処分の方針を住民自らが身近なところで決定できるため ・法人の経営に関する権利は、必ずしも一括保有して従来の地位を確保する必要のないものが多いため	関西電力(株)株式 関西高速鉄道(株)株式 大阪市高速電気軌道(株)株式 関西国際空港土地保有(株) (株)大阪城ホール株式 (株)大阪市開発公社株式 財団法人への出資、出捐 など	大阪府の事務分担案と密接不可分なもの	(株)湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター(株)クリスタ長堀(株)、(株)大阪港トランスポートシステム (株)日本宝くじシステム、阪神高速道路(株)、阪神国際港湾(株)、大阪港埠頭ターミナル(株)、大阪港埠頭(株)、本州四国連絡高速道路(株)
出資による権利				(地独)日本高速道路保有・債務返済機構、(福)大阪社会医療センター、(地独)天王寺動物園 (地独)大阪健康安全基盤研究所、公立大学法人大阪 (地独)大阪市博物館機構、(地独)大阪産業技術研究所 (地独)大阪市民病院機構

(参考) 承継の考え方 [補足] ・ 主な承継内容

【債権】				
財産 区分	特別区		大阪府	
	考え方	承継する財産	考え方	承継する財産
債権 (貸付金・保証金)	・個人向け貸付金 【債務者割】 ・住民との関係が直接的であり、 個々の実情に応じた債権管理を 行う必要があるため、区内の債務 者数や債務額に応じて配分	緊急援護資金貸付金 国民健康保険出産費資金貸付金 など	大阪府の事務分担案と 密接不可分なもの	公立大学法人大阪貸付金 地方独立行政法人大阪市民病院機構貸付金 夢洲コンテナターミナル株式会社貸付金 阪神国際港湾株式会社貸付金 消防職員災害待機宿舍保証金 大阪港埠頭株式会社貸付金 大阪市食肉市場株式会社貸付金
	・法人向け貸付金 【特別区数割】 ・住民との関係が、間接的である ため、各特別区に均等に配分 ・保証金 ・賃借施設等の所在特別区	大阪外環状鉄道株式会社貸付金 関西国際空港土地保有株式会社貸付金 賃借施設にかかる入居保証金(敷金) など	損失補償の管理主体となる 大阪府に承継	株式会社湊町開発センター貸付金 クリスタ長堀株式会社貸付金 アジア太平洋トレードセンター株式会社 保証金 アジア太平洋トレードセンター株式会社 貸付金

(参考) 承継の考え方 [補足] ・ 主な承継内容

【基金・現金】

財産 区分	特別区		大阪府	
	考え方	承継する財産	考え方	承継する財産
基金・現金	人口割等客観的な指標により配分 ・各特別区に均等又はサービスの対象層の方の人口などで配分	大阪市元気づくり基金 大阪市教育振興基金 大阪市社会福祉振興基金 大阪市男女共同参画施策推進基金 災害救助基金 大阪市財政調整基金(MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償相当額を除いた後の額) など	大阪府の事務分担案と密接不可分なもの	大阪港振興基金(港湾寄附金分)
		《近隣特別区》 大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金	健全な財政運営に資することを目的として積み立てられた資金であり、将来の損失補償の債務への引当てとして管理	大阪市財政調整基金(MDC,ATC,クリスタ長堀の損失補償に相当する額)
	基金による事業が特定区のみを対象としているもの	《現北区》 大阪市地域活性化事業基金 《現港区》 大阪港振興基金の一部 など	大阪市債の償還財源の一部として、市債の承継先に承継	公債償還基金

▶ (現金について)

- ◇ 現金は特別区に配分することを基本
- ◇ 配分方法については、税源の所在特別区、使用料・手数料は該当施設の所在特別区など、基本は、現金の目的・内容に応じて特別区に配分する
- ◇ 歳入歳出外現金は徴収の目的に応じて、特別区又は大阪府に承継する
(例) ・市営住宅敷金・・・市営住宅の運営事務は各特別区に承継されるため、敷金も各特別区へ
・契約保証金・・・個々の契約の承継先に応じて承継

(3) 債務の承継 (基本的な考え方)

- 特別区の設置に当たり、各特別区が新たに負担する債務は、各特別区が履行、償還
- 一方で、特別区の設置の日前の大阪市の債務については、債権者の保護に配慮しながら、履行、償還の責任を果たしていく必要

- ◆ 承継に際しては、債務の内容によって異なる対応を検討する必要
 - ・ 工事請負契約などの確定債務は、各事業との関係が密接不可分
 - ・ 損失補償は、関係金融機関に対する与信の維持が重要
 - ・ 地方債については、市場公募債の取扱いをはじめ、特有の課題を踏まえた対応が必要
- ◆ 債務の内容、債権者保護の必要性などを踏まえ、「債務負担行為」や「地方債」の区分に応じて承継先を整理

債務負担行為の承継

- ◆ 債務負担行為は、議決を経た予算に基づき、債務を負担することとしたもの ⇒ 特別区設置後も、承継先を明確にして、債務を履行する必要
- ◆ 「確定債務」と「偶発債務」に区分し、承継ルールを整理

① 確定債務の取扱い (承継ルールの考え方)

- ◆ 債務負担行為に基づく契約等は、各事業と密接不可分であることから、事務分担案に基づいて、特別区又は大阪府に承継
- ◆ 複数の特別区にまたがるものについては、例えば工事区間延長や経費積算などにより、関係特別区の負担割合をあらかじめ確定

② 偶発債務の取扱い (承継ルールの考え方)

- ◆ 事務分担案に対応して承継すべきものを除き、大阪府に一元化して承継することを基本とする P9(連帯債務)、P11(損失補償)参照

地方債の承継 (承継ルールの考え方)

- ◆ 債権者保護の観点から、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする P9参照
(ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還)

(参考) 承継の考え方〔補足〕・主な承継内容

債務負担行為〔確定債務〕の承継先

(項目・金額は、R8年度大阪市当初予算による) (単位:億円)

項 目	R8年度以降 支出予定額	事務分担案に基づく承継先	承継基準
◆一定期間経常的に実施する事業			
家賃対策補助・利子補給など助成事業	44	各特別区	対象者等に応じた所要額
省エネルギーサービス(ESCO)事業	64	各施設を所管する団体 (特別区又は大阪府)	
基幹事務系システムに関する契約 (税務、総合福祉、住民基本台帳など)	95	現行業務を承継する特別区	
上記以外のシステムに関する契約	837	現行システムを承継する特別区又は大阪府	
施設管理運営委託・複数年の委託・役務	869	現行業務を承継する特別区又は大阪府	
◆投資的事業の経費を割賦負担するもの			
市内府営住宅の移管に伴う資金の償還	410	所在特別区	各事業の償還所要額
◆投資的事業			
市庁舎・市営住宅等建設・改修工事	876	所在特別区	各工事契約の所要額
街路・橋りょう・共同溝・公園整備等	1,742	対象施設の所管団体 (特別区又は大阪府)	各工事契約の所要額
スポーツ施設・国際交流センター等共同利用施設	457	現行業務を承継する特別区又は大阪府	
消防庁舎建設工事等	18	大阪府	
市立大学学舎整備助成	20	大阪府	
校舎建設工事	1,173	対象校を所管する特別区	各工事契約の所要額